

地域計画策定マニュアル（第4版）



松阪市 地域づくり連携課

令和3年2月

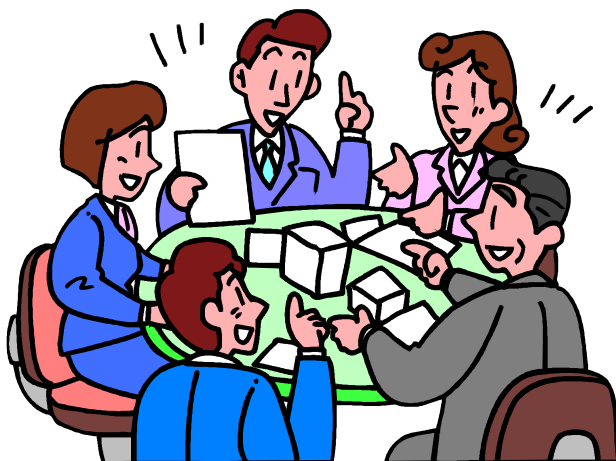
（はじめに）

このマニュアルは、これから住民自治協議会で「地域計画」を策定する際の手順や方法を示したものです。

「地域計画」の策定にあたっては、その方法や順序、形式に決められたものはありませんので、皆さんが「地域計画」策定にかかる話し合いなどをしていただくための“たたき台”として、策定する手順や方法の一例をお示しました。住民自治協議会の皆さんの考えや工夫により、形や順序を変えるなど柔軟に対応していただければと思います。

「地域計画」の策定においては、幅広い分野の地域課題などを計画に盛り込むこととしていますが、住民自治協議会によっては最初から高い水準の計画書を作成することは難しいことから、初期の段階においては、地域の判断で特定の分野に絞ることも可能とし、その後、少しずつバージョンアップしていくという形をとるといった段階的作成ができるものとします。

なお、作成にあたっては、地域と行政の協働を目指す観点からも、地域担当職員、を始めとした市職員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが一緒になって地域のことを考え、しっかりとサポートさせていただきます。



目 次

ページ

I. 「地域計画」を手掛けるにあたり・・・・・・・・・・ 3

1. 「地域計画」とは？・・・・・・・・・・ 3

2. 「地域計画」は何の役に立つの？・・・・・・・・・・ 3

- (1) 自分達の地域の姿が見えてきます
- (2) 地域づくりに参加するきっかけができます
- (3) 効率的な住民自治協議会の活動・運営の方策が見えてきます

II. 「地域計画」策定は次のように進めます・・・・・・・・ 5

1. 自分達の住む地域を知ろう・・・・・・・・・・ 6

- (1) 「地域計画」を策定する体制を作りましょう
- (2) 地域の姿を見てみましょう（地域の現状と課題を知りましょう）
- (3) 「地域づくりの目標」を決めましょう

2. 地域的心声を整理しましょう・・・・・・・・・・ 9

- (1) 地域づくりの「基本方針」を決めましょう
- (2) 具体的に何をするか施策を決めましょう
- (3) 誰が、いつまでにやるかを決めましょう
- (4) 「地域計画」のかたちを整えましょう
- (5) 地域的心声を尊重します

3. 地域計画を策定してから・・・・・・・・・・ 13

- (1) 「地域計画」を実行します
- (2) 実行状況をチェック（評価）します

III. 参考資料・・・・・・・・・・ 14

1. 地域の現状や課題を知るために・・・・・・・・ 14

- (1) アンケート
- (2) ワークショップ
- (3) タウンウォッチング（フィールドワーク）

2. 地域計画のサンプル・・・・・・・・・・ 18

I. 「地域計画」を手掛けるにあたり

1. 「地域計画」とは？

「地域計画」とは、住んでいる地域の地理的な特性や自然、産業、歴史、文化、人材などの地域資源や、地域にある課題を整理しながら、地域住民の皆さんが地域をどうしたいのか考え、課題の解決方法や将来像を実現する方法などをまとめたものです。

また、地域で定めた目標に向けて、「いつまでに」「誰が」「どんな方法」で行なっていくかという“道しるべ”となるもので、次のような性格を持ったものです。

☆ まちづくりの基本計画としてまちづくりの方向性を内外に示すもの

地域計画は、住民自治協議会が策定する地域のまちづくりをしていくための基本となる計画として、地域住民の合意の下、中長期的な視点から地域の将来ビジョンや地域課題を共有し、まちづくりの基本方針を表すものです。

☆ 地域と行政などとの協働のまちづくりを推進するもの

地域は「要望」という形のみで行政との関係をつくるのではなく、地域の課題とその解決について行政などと協働して取り組むことにつなげることができます。

☆ 地域計画は自主的・自律的な地域の計画

地域住民の支持を受け、地域の自主的・自律的な意思の下に策定されるべきものです。

2. 「地域計画」は何の役に立つの？

(1) 自分たちの地域の姿が見えてきます

多様な地域住民や団体の希望や意見を集め、どのような意見が多いかなどの整理をし、そこから「地域課題」や「地域資源」などを把握することができます。

(2) 地域づくりに参加するきっかけができます

把握した「地域課題」の解決や「地域資源」の有効活用について、より沢山の人や団体が知恵を出し合うことで、一人ひとりが地域づくりの主役であるという自覚が生まれ、地域づくりの活動に対する理解も深まるだけでなく、地域づくりの活動に参加するきっかけにもなります。また、それを地域住民の方々にも知ってもらうことで、活動する時に協力していただける体制ができます。

(3) 効率的な住民自治協議会の活動・運営の方策が見えてきます

「何が重要か」「何に不満をもっているのか」地域の皆さんの声を集約し、整理することで、「この地域では何をやるべきか」「まず真っ先にやることは」の優先順位が明らかになります。一方で、何もかもこの優先順位に沿って実践できる訳ではありませんので、できるものを選択する必要があります。この選択により住民自治協議会の活動・運営・予算執行が効率的・効果的に行うことができます。



ティータイム 「地域計画を例えると・・・」

皆さんはプラモデルを組み立てたことがありますか？プラモデルの箱にはモデルとなる車や船などがカッコよく描かれています。箱を開けるとその中には組み立てる順番と方法を示したものと組み立てるパーツが入っています。「地域計画」は、このプラモデルの設計図と似ています。

完成した絵と組み立てる設計書、そして組み立てるパーツ。これらは「地域計画」では、完成した絵は『地域がこのようになればいいなあ』という「夢」を描いた将来像のようなもの。設計書はその将来像を実現させるための事業の目標や事業を進めるための活動の計画。パーツは行おうとする事業やその活動です。これらを一連のものとして表したものが「地域計画」です。

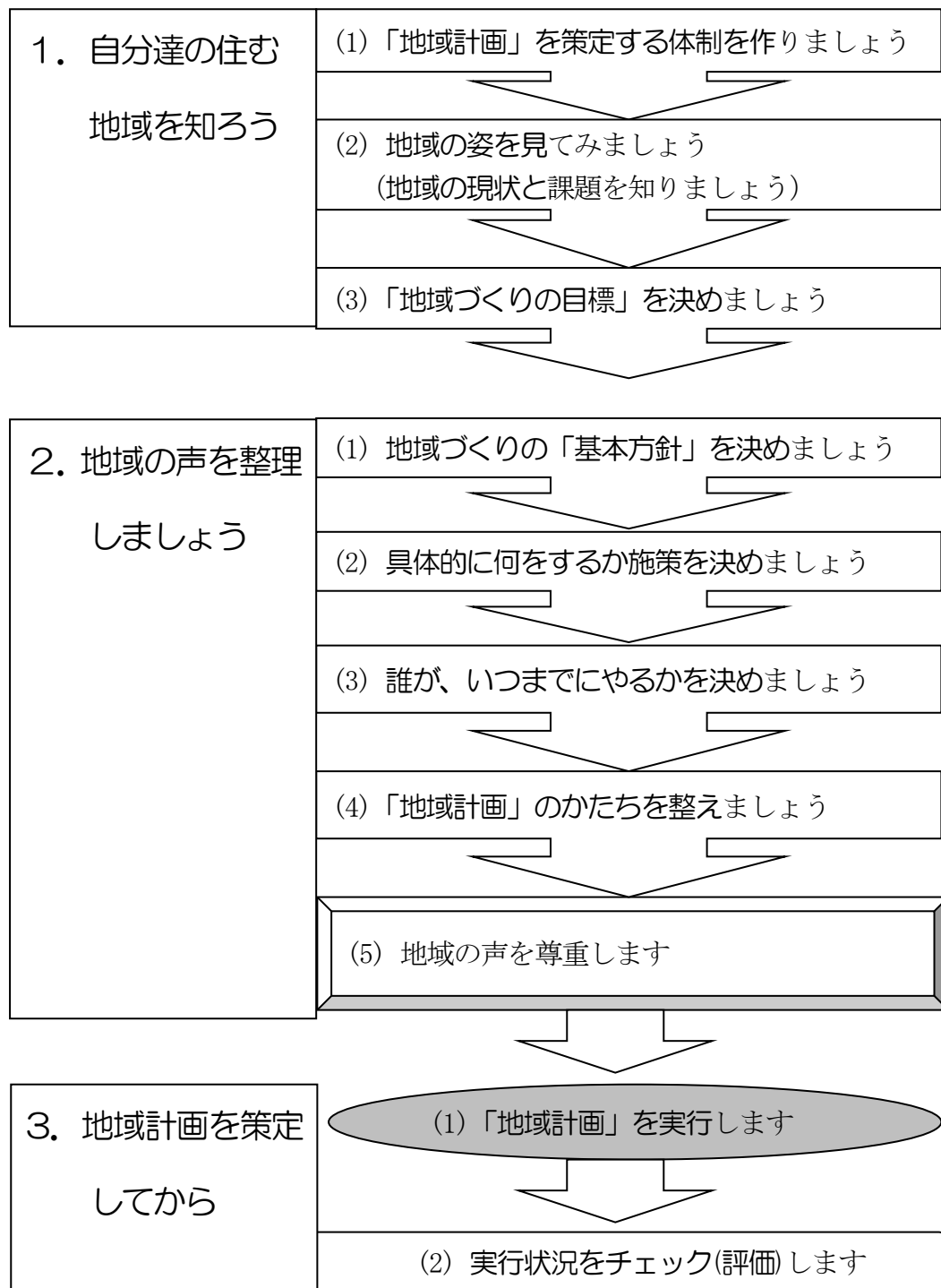
「オリンピックで金メダルを取る！」や「エベレストに登頂するぞ！」と、人は夢を持つことができます。そして、その夢を成し遂げるために、目標を定め、それに向かって実行していきます。地域づくりも同様に「住んでいる町が、このような町であってほしい」という夢や希望、要望を現実のものにするために、すべきことや課題解決をどのようにしていくのかの行程、プラモデルでいう「設計書」があるべきです。



Ⅱ. 「地域計画」策定は次のように進め実行します

地域計画の策定にあたっては、住民自治協議会の役員だけでなく、できるだけ多くの住民の皆さんの参画を求め、多様な意見が反映されるようにすることが大切です。

また、広く地域の課題や意見・要望を得るためにアンケートを実施することも非常に有効な手段です。分野や部会ごとにワークショップを開催し、ブレインストーミングやKJ法などの手法を活用して議論を深めるなど、地域計画策定の手順の一例として、次のような順序が考えられます。



1. 自分達の住む地域を知ろう

現在、全国的に少子化・高齢化・核家族化・情報化・国際化などが進み、生活が大きく変化し多様になってきています。このような時代の中で、大きな震災の被害にあった地域では、日頃から活発な活動を行っている地域ほど、安否確認や救援物資の確保や配送などが円滑に行われたといわれています。また、復興をするなかで地域での人と人とのつながりがあってこそ、地域は元気になっていくことが再認識されました。

地域が元気であり続けるには、地域の皆さんが愛着を持てる豊かな自然環境や美しい街並みがあり、近隣の人々同士の温かいふれあいなどが大切であるといわれています。

地域が元気であり続けるための力の源は、地域の皆さんや各種団体がお互いの役割を尊重し、ともに意思疎通を図り、連携と協力をしながら総合的に地域の様々な行事を行ったり、問題を解決できることにあります。

そこで、次のような策定作業をお示ししますので参考にしてください。

(1)「地域計画」を策定する体制を作りましょう

「地域計画」を作るには、地域住民の声を集めたり、整理したりするなどの作業が伴いますので、その作業を行う体制が必要となります。

そこで、まず「地域計画」を作る中心的な役割を担う検討メンバーを決めましょう。それは、部会やプロジェクトチームという形になります。ただし、このメンバーだけで作っていくのではなく、地域住民の皆さんの様々な意見や提案を反映させるために、公募によるメンバーの採用などによりメンバー以外の地域住民の皆さんを交えてワークショップや意見交換会などを実施することが望ましいです。

なお、公募によるメンバーの採用に関しては、例え応募者が誰もいないことが予想されても計画作りの取り組みを地域全体にお知らせする効果があります。

☆ 計画策定にかかる職員などの支援

地域計画づくりにおいては、地域担当職員をはじめとした行政職員や社会福祉協議会・地域包括支援センターなどがサポーターとして入り、行政の情報や知識の提供、行政との調整におけるパイプ役を必要に応じて果たします。また、市政における様々な分野別のテーマについては、出前講座なども利用して頂くことをお勧めします。



（２）地域の姿を見てみましょう（地域の現状と課題を知りましょう）

地域の現状と課題を知るために、地域の現状と地域が持っている課題の収集と整理を行いましょう。地域の声を収集し地域の現状と課題を整理することが「地域計画」を作る第一歩であります。

地域の現状と課題を知る方法としてアンケート、ワークショップやタウンウォッチング（フィールドワーク）などがあります。（詳しくは１６ページ～１９ページに記載しましたので、参考にしてください。）

地域の声が集まってきたら、どのような声が多いのかということで、ある程度、地域の姿が見えてきます。『子どもの遊ぶ姿が少なくなったなあ』とか『歩いている高齢者が多くなったが、あそこの交差点で事故が多く心配なんさ』というものがあるでしょう。ただ、これは個人の感情などに左右される主観的なものであります。この姿を客観的なものによって具体的にしましょう。

そのために、地域の成り立ちや姿を調べてみましょう。では、どのようなものを調べたらいいのでしょうか？ それは、地域の「人」「もの」「暮らし」「歴史」「組織」であります。

「人」とは、人口・世帯数・児童や高齢者の数や比率・男女の数や比率などです。これらは、市のホームページより調べることもできます。ホームページを参照してください。

「もの」とは、公共施設・医療施設・店舗などの立地状況、電柱や消火栓の数や位置、交通事故数や交通事故発生箇所、地域の自慢できる資源・河川や山林・空き地や空き家の分布などです。これらは地図に書き込むことで、より視覚的にわかりやすくなります。

「暮らし」とは、買い物や通院などの生活行動、地域の行事、催事、活動などです。いろいろな人に聞いてみるのがよいでしょう。

「歴史」とは、「人」「もの」「暮らし」における地域の歴史です。ご高齢の方に話を聞くことも有効であります。

「組織」とは、地域にどのような組織があり、それぞれの組織の活動目的や内容、構成員について整理してみましょう。

このように、あらゆるデータを照らし合わせることで、地域の現状と将来の姿が具体的に见えてきます。



【松阪市ホームページの統計情報のページ】

統計情報



お知らせ

- [統計調査員の募集について](#)
- [国・県が実施する統計調査](#)
- [「統計の日」の標語募集](#)
- [国勢調査100年のあゆみについて](#)

人口と世帯数

[人口と世帯数](#)

統計情報

印刷用ページを表示する 掲載日：2017年1月27日更新

新着情報

2020年9月15日更新	町別人口（住民基本台帳）
2020年9月15日更新	年齢別人口（住民基本台帳）
2020年9月15日更新	人口と世帯数（住民基本台帳）
2020年9月15日更新	推計人口

松阪市ホームページの統計情報のページを表示するには、市のトップページの右側にある「市政情報」の中の「統計」をクリックしてください。

（３）「地域づくりの目標」を決めましょう

地域の現状と課題がみんなで共有されたところで、自分たちの地域を将来どのようにしていきたいかという、「地域の将来像」をみんなで考えます。

この地域に住み続けるのは皆さんです。まず、皆さんがこれからどのような暮らしをしたいのかを考えてみるのが大切です。10年、20年、30年経つと誰もがそれだけ年をとります。そのときの暮らし方はどうなっているでしょうか。暮らし方の将来像を描いてみましょう。

満足度の高い暮らし方ができるためには、どのような地域になったらいいのでしょうか。地域の将来像が描けますね。ぼんやりとした形でもいいのです。ただ、あまりにも遠い将来のことは想像しにくいので、5年から10年位先のことを考えてみるのが、実現性も高くなります。

次に、地域の将来像を、『〇〇な◇◇のまち』などのような言葉に表してみましょう。みんなが納得でき、わかりやすいものにするといいでしょう。一つだけでなく、複数の将来像があってもかまいません。言葉の他にイラストで描いてみてもいいでしょうし、地図に書き込んでもいいでしょう。

大事なことは、「地域づくりの目標」について話し合うことによって、多くの人が地域づくり活動に参加することです。

【朝見まちづくり協議会が作成した将来のまちのイメージ図】



2. 地域の声を整理しましょう

ここまでの段階にきたら「地域計画」の土台ができています。これからは、これを基にして計画の形に整えていきましょう。

(1) 地域づくりの「基本方針」を決めましょう

地域づくりの「基本方針」とは、地域づくりの目標である「地域の将来像」を実現していくための方向性を示すものです。「地域の将来像」を大目標とするならば、「基本方針」は、大目標に向かって進めていく「中目標」と言えるものです。

地域で今後取り組まなければいけない重要な課題について方向を示します。これも『●●な★★のまち』という言葉で表しても良いのですが、「将来像」よりは具体的に目指す表現にした方がいいでしょう。

目指すことの分野には、安心・安全・防災・防犯・健康・高齢者福祉・障害者福祉・バリアフリー・環境・自然・街並み・子ども・教育・世代間交流・文化・地域コミュニティ・交通・産業・開発など様々な分野があると思いますが、あまり広げ過ぎずに、地域の重要課題に絞ってもよいと思います。それぞれわかりやすい指標を示しましょう。

各分野の課題をどの程度まで解決するか、他の分野と組み合わせるなど総合的に考えてみましょう。

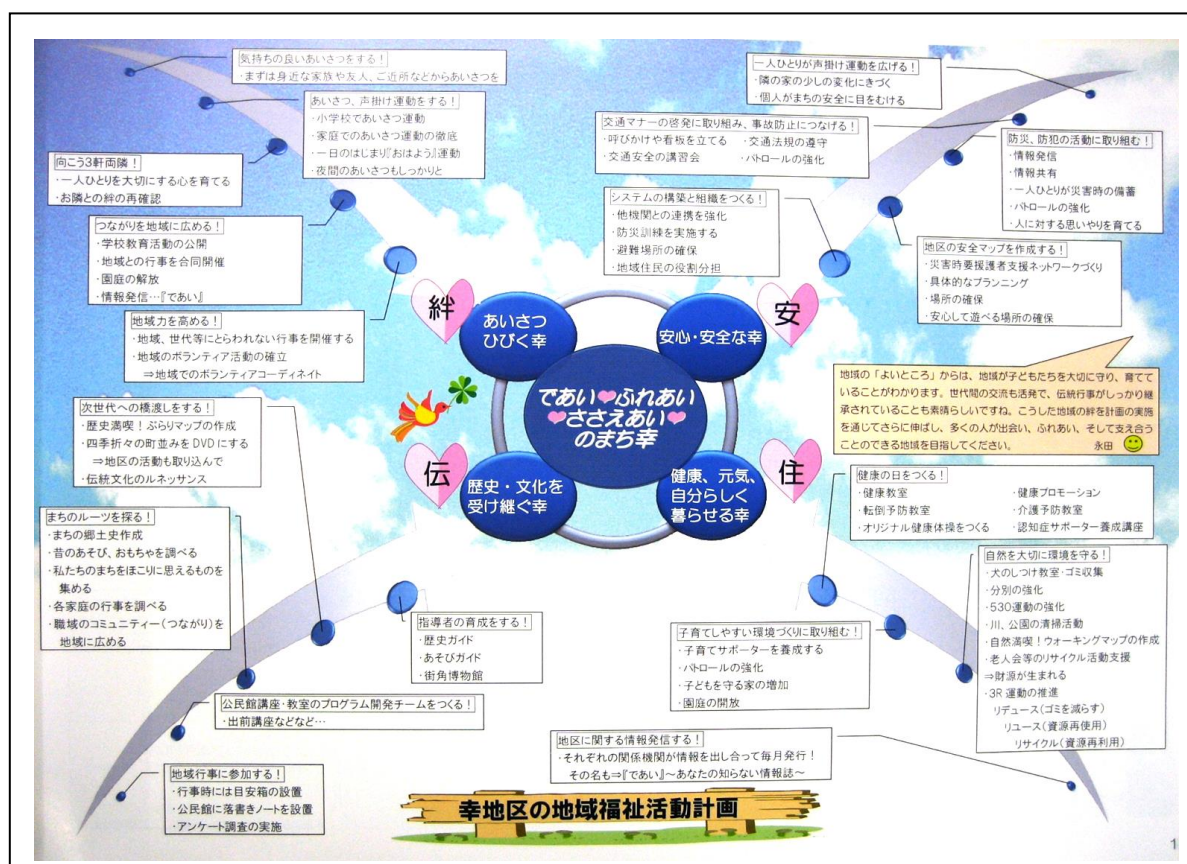
(2) 具体的に何をするか施策を決めましょう

地域づくりの「基本方針」に沿って、「地域の将来像」を実現していくために、具体的に何をするのかを決めます。中目標の「基本方針」に沿って、地域の人々の声を基にして地域で取り組むことを決めていきます。計画作成当初の段階では、実現不可能なものをしようとしたり、欲張って多くのものをしようとしたりせず、少し努力すればできそうなものや、既に実施しているものを選ぶ方が、継続的な取り組みに繋がっていきます。

実は、ここまでの作業は既に地域では実施されています。皆さんの地域に「地域福祉活動計画」があります。これを作成するにあたり、「地域計画」作成の大部分の過程がふまれています。これを利用すると、スムーズな計画作成につながります。

つまり、「地域福祉活動計画」に記載されている目標と、住民自治協議会の目指す方向や、記載されている施策における実施の有無などを検証することで、「地域計画」で実施するものを決める事ができるようになります。

【幸地区が作成した地域福祉活動計画】



(3) 誰が、いつまでにやるかを決めましょう

施策の提案は書いただけでは実現されません。誰が(役割分担)、いつまでにやるか(実施スケジュール)を明らかにすることで、具体化へ向かって進みます。具体的施策をこうした視点から点検してみると、実現性のない提案のチェックができます。

☆「誰がやるか」(役割分担)については、下の3つに整理することができます。

- ① 自主 地域住民でできること
- ② 協働 地域住民と行政が協働して行うこと(地域協働で進めるべきこと)
- ③ 行政 行政が主としてやるべきこと

☆「いつまでにやるべきか」(実施スケジュール)は、下の3つに分けると考えやすいです。

- ① 短期 すぐにすべきこと、2年以内にすべきこと
- ② 中期 おおむね2～5年ですべきこと
- ③ 長期 5年以降でよいもの

(4)「地域計画」のかたちを整えましょう

これまでの話し合いの結果、まとまってきた「地域のまちづくりの目標(将来像)」「まちづくりの方針」「施策の提案」「役割分担とスケジュール」を地域の皆さんにわかるように『☆☆住民自治協議会地域計画』にまとめます。必要に応じて、要約した概要版をつくることもあります。

計画を“絵に描いた餅”にしないためにも、「地域計画」の内容を地域の住民にも行政にも知ってもらい、理解してもらう必要があります。その上で、計画の実行をしていきましょう。

「地域計画」の体裁は自由ですが、イラストや写真などを活用して、わかりやすく親しみやすいものにしたいものです。また、「地域計画」を全体的に知ってもらうために、概要版などの簡易なパンフレットを全戸に配布したり、「まちづくりフォーラム」などを開催して計画の意義をみんなで共有したり、一緒に地域の目標を目指して取り組もうという雰囲気をつくっていくことは大切なことです。

(地域計画に最低限記述する項目)

地域計画に記述する項目としては、まず最低限のものとして下記の3項目が挙げられます。

① 地域の課題

地域の問題点を整理し、その解決のためにしなければならない必要な事項を課題として記述します。

② 地域の将来像

このような地域になって欲しいという将来構想及び地域の課題が解決された状態での地域の具体的な姿など（イラストマップなどによる図示も理解を深める上で効果的です）を記述します。

③ 具体的な事業

地域の課題解決のために、事業を行う主体（地域住民、地域の事業者、行政、また複数の主体による協働等）について具体的に記述します。

(オプションとして記述する項目)

また、これら3項目以外にも、以下のような項目を記述することによって、さらに計画を充実したものとすることができます。

- (1) 地域の概要及び地理的特性（人口や産業などの基礎データを含む）
- (2) 観光資源・歴史・文化資源等（地域性の源となる特性、地域の強み）
- (3) 前述の地域で取り組むべき事業の時期・期間・概ねの事業費等

ただし、地域計画の形式は、自由であり行政計画のような形式にとらわれず、地域の住民の皆さんに理解されやすいまとめ方にすることも良いと考えられます。

(5) 地域の声を尊重します

ア. 地域計画の提出

「地域計画」は地域の声が集められ「何をやるべきか」を整理されたものです。

そこで、住民自治協議会が策定し総会で承認された地域計画は、市長に提出していただきます。市は、受理した地域計画を、その住民自治協議会の地区の総意を得た計画として、市の計画の策定や事業の実施の際に配慮し、地域と市の協働のまちづくりの実現を目指します。

地域計画の提出先については、本庁管内の住民自治協議会は、地域づくり連携課に提出してください。また、地域振興局管内の住民自治協議会は、地域振興課に提出してください。

地域計画は「地域でできること」が基本筋であると考えていますが、地域の課題はソフト事業（行事や活動等）に限られたものではありません。ハード事業（道路工事や施設整備等）であっても地域計画に盛り込み地域の総意として内外に表明することができます。ただし、地域計画に盛り込んだからといっても、特に市の予算を伴うものなどについては、市の担当部署等と一緒に考えて、調整できるものもありますが、地域の期待に応えられないこともあることを予めご理解ください。

3. 地域計画を策定してから

(1)「地域計画」を実行します

「地域計画」を策定すれば、それで終わりではありません。

皆さんは、「地域住民でできること」、「地域協働で進めるべきこと」を実行していきます。まずは、すぐにできること、すぐにやらなくてはいけないことを始めましょう。

とにかく「地域住民でできること」を実施して、地域の方々に見てもらうことから始めましょう。動き出すことが一番の広報活動になります。

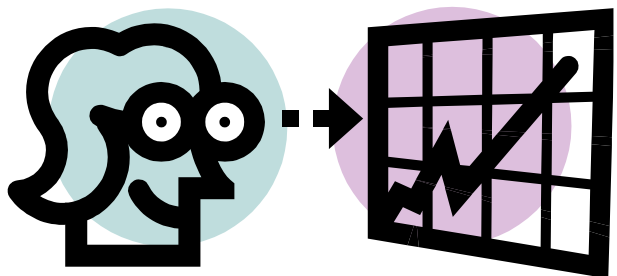
ただ、動き出す前には、実行主体、だいたいのスケジュール、費用、他の活動との関係・連携について関係者と調整しておきましょう。そして、一人であるいは少人数でやるのではなく、できるだけ沢山の住民の方を巻き込みましょう。



(2) 実行状況をチェック（評価）します

策定された計画に基づいて具体的な事業を実施しますが、毎年、地域計画とその年に実施した事業の実施状況を比較して、計画した事業目的や数値目標が達成されているか、実施方法に問題はなかったなどの点検・評価を行い、次年度以降の事業展開に活かします。同様に、数年間にわたる中長期の事業についても、事業が済んだ段階で点検・評価を行い、新たな事業を実施する際の参考にします。

また、計画の期間が終了したときは、計画そのものの総合的評価を行い、新たな課題の洗い出しも含めて継続した改善をおこない、次の地域計画に反映させていくことが大切です。



Ⅲ. 参考資料

1. 地域の現状や課題を知るために

(1) アンケート

アンケートとは、複数の人に対して、同じ質問をすることによって、比較できる意見を集める方法で、多くの人の声を聞くには有効な手法です。アンケートを行う中で、地域の課題や住民参加と意識づくりの効果が期待できます。

アンケートを実施する際には、個人単位に実施することが望ましいと考えられますが、個人単位に実施する場合、年齢や性別等対象ごとに項目を工夫しましょう。また、調査は住民の皆さんに負担がかかるため、調査の実施について1回にとどめるためには、調査内容については事前の十分な検討が必要となります。

このように配付や回収には手間がかかるので工夫が必要ですが、普段、地域の活動などに参加していただいている方からも、広く意見を伺うことができます。

(2) ワークショップ

ワークショップとは、あるテーマについて参加メンバーが互いの職責・役割・肩書きにとらわれず参加者全員が同じ立場で話し合い、声の大きな人の意見に左右されず一人ひとりが知恵を出し合って、共同で提案や計画を作りあげ合意形成に導こうという手法です。普通の会議よりも開放的で、教室のように一方通行ではないので、参加者間の触発が高まり一人では思いつかなかったアイデアが出てきたり、お互いから深く学べたりします。また、語り合っているうちに、前向きに取り組む意欲が湧いてくることもあります。ワークショップには様々な技法がありますが、広く使われている技法が「KJ法」です。以下に、その「KJ法」を紹介します。



ティータイム 「KJ法」

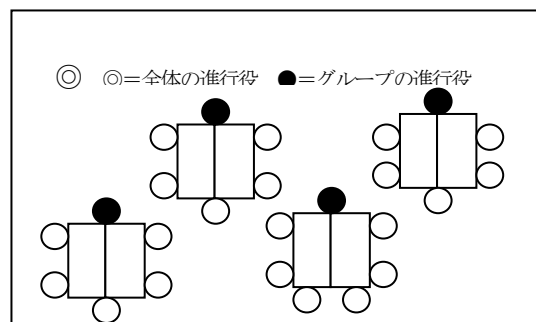
KJ法は、ひとつのテーマに対して、各自の意見を出すのにあたりカードを使って1枚の模造紙等の上へ図式化し整理していく作業により、グループ内の意見の取りまとめや意思統一を図る手法です。カードを使用するので記録にもなり、口べたな人でも気兼ねなく参加することができます。

文化人類学者 川喜田二郎（東京工業大学名誉教授）がデータをまとめるために考案した手法であり、データをカードに記述し、カードをグループごとにまとめて図解し論文等にまとめていくもので、『KJ』は考案者のイニシャルにちなみ、共同での作業にもよく用いられ、創造性開発又は創造的問題解決に効果があるとされています。

●KJ法の進め方

① グループ分け

1テーブルが6～8人程度になるようにグループ分けを行います。



② ブレインストーミング

グループの進行役を決めて、テーマについて自由に話し合いを行います。

この時に他人の意見を批判したり、否定したりしてはいけません。

また、時間も限られているので端的に要領よく進めることが大事です。



ティータイム 「ブレインストーミング」

ブレインストーミングは、アレックス・F・オズボーン（英）によって考案された会議方式のひとつです。

グループのメンバーが、ある問題について自由にアイデアを出し合うのがブレインストーミングですが、4つの原則があります。

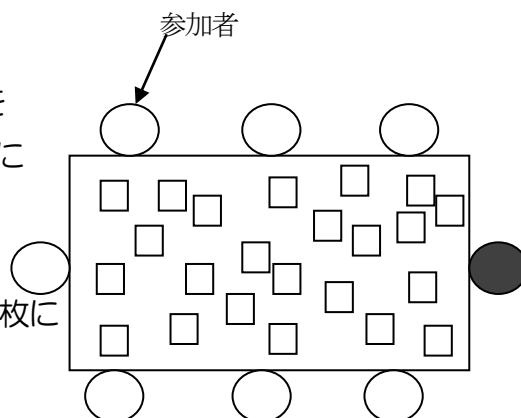
1. 「批判をするな」：他人の意見を批判してはいけません。批判があると良いアイデアが出にくくなる。
2. 「自由奔放」：こんなことを言ったら笑われはしないか、などと考えず思いついた考えをどんどん言う。
3. 「質より量」：できるだけ多くのアイデアを出せ。
4. 「連想と結合」：他人の意見を聞いてそれに触発され、連想を働かせ、あるいは他人の意見に自分のアイデアを加えて新しい意見として述べるというのが一つのあり方。

③ カード作り

カードにブレインストーミングで出た意見を思い出しながら、テーマに関連したことを1枚に1項目ずつ簡潔に分かりやすく書き、用意した模造紙に並べていきます。

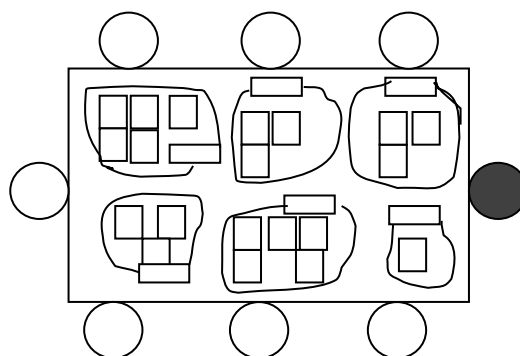
カードは一人で何枚も書き、グループで数十枚になるまでカードを作ります。

なお、始めにテーマに関連した課題や困っていることなどをカードに書き、それらの課題等をまとめた後で、その課題を解決するために何をすればいいかをカードに書くという方法もあります。



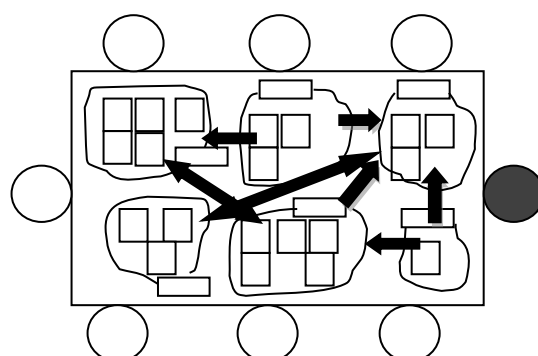
④ カードのグループ化

記入内容が似ているカードをまとめてグループ化（カードグループ）して、見出しを付けます。似た内容がないカードは単独で見出しを付けます。



⑤ カードグループの関連づけ

カードグループ同士の関連性について考え、矢印などで結び、関連性の内容を模造紙へ記入しておきます。線はいくつあっても、交錯していても構いません。



⑥ タイトル・グループ名

テーマに基づいて、全体の内容を表すタイトルとグループの名前を考えて模造紙に記入します。

タイトル	○○○○○○
グループ名	○○○○○
課題	解決策
①	①
	②
②	①
	②
	③
③	①

⑦ 課題及び解決策の整理

カードグループから導き出された課題を整理し、それぞれの解決策についてグループで話し合います。この時、カードグループの中に解決策がある場合もありますので、模造紙全体を見渡してまとめていきます。

まとめたものは、別の模造紙に課題と解決策として記入します。

⑧ 発表

参加者全員の前でグループごとに発表し、全グループの発表が終わったら、共通の課題などを取り上げて、参加者全員でテーマに対する共通の認識が持てるようにします。

(3) タウンウォッチング（フィールドワーク）

文字どおり「町を(歩きながら)見ていきます。」地域には、これまでの長い歴史の中で育まれてきたたくさんの宝物があります。地域をグループで歩いて、見て話し合うことで地域の宝物、あるいは悪い所の再確認ができます。お年寄りなどにお話を伺うのもいいでしょう。外部の人の眼でみてもらうことも効果的です。

タウンウォッチングは、公民館事業のウォーキングなどを利用し、楽しみながら意見を出してもらうことができます。調査した内容を地図に書き込んでいくことが地域の状況を把握するのに有効です。

【松尾まちづくり協議会が作成したマップ】



2. 地域計画のサンプル

■ **地域計画の形式に定められたものはありません。地域住民のみなさまに親しまれるようなものを策定していただきたいと思います。どのように策定するのか一例として参考にしてください。**

地 域 計 画 書 の 内 容

- ◆ 地域計画の進め方
- ◆ 地域計画策定委員
- ◆ 地域計画策定の経過

I. ○○地区の概要

- ◇ 地域の特徴(地理・観光・歴史・文化・行事等)
- ◇ 基礎データ
- ◇ 地域の主な課題（※必須）

II. 地域の将来像（※必須）

- ◆ 将来像の考え方

III. 地域の目指す姿

- (1) 世代間を越えた交流・連携ができるまち 《教育文化部門》
- (2) 高齢者等が健康で愉しく過ごせるまち 《健康福祉部門》
- (3) 地域の発展と情報が伝達できるまち 《地域振興部門》
- (4) 自然環境を守り美しいまち 《環境エコ部門》
- (5) 安全安心な地域防災活動のできるまち 《防犯防災部門》

IV. まちづくりの具体計画（※必須）

具体的な事業名・内容
計画の実施主体
計画期間の目安
事業の優先順位
事業予算

- #### V. その他資料
- 事業別計画表 箇所図 写真 イメージ図
 - 地域計画づくりのイメージ図

I. A地区の概要（地域の特性：地理・観光・歴史・文化・行事等）

地理： 松阪市の海岸部に位置し、松阪川河口に広がるまちです。田畑に囲まれ、河口には日本でも有数の干潟がありハマボウの群生地など、自然と共存できるすばらしい地域です。

観光： B町にはオートキャンプ場・サッカーグラウンドなどがあり、休日には子どもや保護者の歓声やグライダーの飛行音などで賑やかになります。C町には松阪市唯一の海水浴場もあり、潮干狩りの時期には県内はもちろん他県からも多くの人が訪れる観光地でも知られています。

文化： A地区の住民自治協議会は、A町、B町、C町、D町、E町、F町の6つの自治会で構成されています。地域での活動は公民館・自治会・各種団体が構成される防災防災部会、福祉健康部会、教育文化部会、地域振興部会、環境エコ部会、を中心に「伝統文化で集う仲間が主体の地域づくり」を掲げ、あらゆる年代層が参加・参画でき共感しあえる行事を実施し、人と人との繋がりの大切を学び、思いやりの心を育んで地域がひとつにまとまり、行動できることを目指して活動しています。また、住民の健康促進の一助として「〇〇クラブ」の活動も大きな貢献度をもたらしています。

行事： 主な地域の行事としては、4月には〇〇公園において健康花見大会、5月は午前中の〇〇小学校運動会に引き続き、午後は地区体育祭を行います。7月は魚つかみ大会、8月は地域の象徴である〇〇小学校で盆踊り大会、9月は〇〇自治連合会主催の3町合同防災訓練、10月は町民ハイキング、11月は〇〇小学校と協働して文化祭を開催、1月是他町からも参加がある町民凧揚げ大会など、年間を通じて多種多様な行事を行っています。

◇ A地区の年代別人口の推移

	A地区 の人口	年少人口 (14歳以下)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
2000年12月	3,245人	613人 (18.9%)	1,736人 (53.5%)	896人 (27.6%)
2005年12月	2,967人	472人 (15.9%)	1,602人 (54.0%)	893人 (30.1%)
2010年12月	2,780人	386人 (13.9%)	1,424人 (51.2%)	970人 (34.9%)

(2012年10月1日現在 住民基本台帳及び外国人登録原票の登録数の合計数)

◇ 地域の主な問題・課題(防災・防犯分野の例) (※必須)

- 青少年を取り巻く生活環境は大きく様変わりしつつある中で、深夜の青少年の夜遊びも年々増加の傾向にあります。そこで、子ども達が犯罪に巻き込まれないような対策を講じる必要があります。
- 国道××線が開通されたこともあって、地域内の交通量は増えてきています。中でも、A地区では国道へのアクセス道が増えたり、B地区では小学校への通学において交通事故の危険性も高まっています。このようなことから特にお年寄りや子供たちが交通事故から身を守るための対策を講じる必要があります。
- A地区は、海岸部に加えて松阪川の河口にも隣接した低地に古くからの住宅が立ち並んでいます。これまでは、幸いにも大きな水害がなかったため、これまで実施してきた地区をあげての防災訓練も参加者が少ない状況です。この低い意識を改め地域が一体となった活動を展開することが必要です。

Ⅱ. 地域の将来像（※必須）

みんなが安全で安心

して暮らせるまち

イラストマップは地域の将来像が
一目で判り易く現せます。

【 将来像の考え方 】

A 地区は海岸平野に田園風景が広がり、〇〇川河口には干潟がある自然豊かな地域です。
また、昔ながらの美しい榎垣が残る集落や、自然を利用したレクリエーション地区があります。
このような地域の特性を活かして、地域住民が協働して子どもたちを豊かに育み、お互いが支え
合って恒久的に安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

Ⅲ. 地域の目指す姿（※必須）

（１）安全安心な地域防災活動のできるまち《防犯防災分野》

子どもたちをはじめ地域みんなで協力して犯罪や交通事故から守り、いつ発生してもおか
しくない地震の被害や風水害を最小限に止めるために、地域住民が力を合わせて安全安心な
まちづくりをします。

（２）高齢者等が健康で愉しく過ごせるまち《健康福祉分野》

高齢者等の集える場の確保と健康づくりを推進して笑い声が絶えないまちづくりをします。

（３）世代間を越えた交流・連携ができるまち《教育文化部門》

生涯教育を推進して世代を越えた交流を生み出し、コミュニケーションの活発なまちづくり
をします。

（４）地域の発展と情報が伝達できるまち《地域振興分野》

イベントや地域での出来事などをお知らせし、地域の中で風通しのよいまちづくりをし
ます。

時代の変化に対応した、人材の育成と確保のため組織や事業等のあり方を見直します。自主
財源の確保に努めます。

（５）自然環境を守り美しいまち《環境エコ分野》

豊かな自然や景観の保全やゴミの減量を推進し美しいまちづくりをします。

IV. まちづくりの具体計画（※必須）

■ 分野別の地域計画（具体的な事業の例です。）

（1）安全安心な地域防災活動のできるまち《実施主体 防犯防災部門》 千円

事業名	事業内容	主体	スパン	事業予算	予定時期	備考
1. こども見守り事業	子供たちの登下校時にパトロールをおこなう。	自主	短期	200	H27～ (継続)	12回/年
2. 通学路の安全対策	鹿やサル等が通学路に急に飛び出し危ないため防護柵を設置する。	協働	中期	200	H30	作業は地域
3. 通学路に防犯灯を設置	学校と集落との間の危険箇所に防犯灯を設置する。	自主	中期	500	H30～	5基/年

（2）高齢者等が健康で愉しく過ごせるまち《実施主体 健康福祉部門》 千円

事業名	事業内容	主体	スパン	事業予算	予定時期	備考
1. サロン設置事業	地域の民生委員と連携して、高齢者の食生活の改善や元気づくり事業を行う。	自主	中期	30	H30～ (継続)	12回/年
2. 健康ウォーキング	保育園児からお年寄りまで全ての地域住民が健康ウォーキングを行い、地域交流と健康づくりを推進する。	自主	短期	200	H27～ (継続)	2回/年
3. 空農地を利用した農園	空農地を利用し、高齢者のいきがいと健康づくりを行う。コミュニティビジネスにつなげる。	自主	中期	50	H30～ (継続)	空農地整備に初期投資

（3）世代間を越えたコミュニケーションができるまち《実施主体 教育文化部門》 千円

事業名	事業内容	主体	スパン	事業予算	予定時期	備考
1. あいさつ運動	児童の通学時に合わせてあいさつ運動と交通安全を呼びかける。	自主	短期	3	H27～ (継続)	
2. 三世代交流事業	小学校、幼稚園、PTA、老人会等と連携してレクリエーションを楽しみ交流する。	自主	中期	200	H30～ (継続)	
3. 遊び場設置事業	空き地を活用して遊び場の設置や、地域にある施設等をたまり場として開放する。	協働	長期	50	H33	行政の助成事業を利用

(4) 地域の発展と情報を伝達できるまち《実施主体 地域振興部門》

千円

事業名	事業内容	主体	スパン	事業予算	予定時期	備考
1. 掲示板設置事業	イベント等の情報を掲示する掲示板を設置する。	自主	短期	3	H27～ (継続)	
2. 人材の育成・確保	組織や事業等を見直すと共に、地域づくりリーダーを育てる研修等を行う。	自主	短期	200	H27～ (継続)	アドバイザー活用
3. 自主財源の確保	ふるさと応援寄附金のPRをして、財源を確保する。	自主	短期	50	H28～ (継続)	

(5) 自然環境を守り美しいまち《実施主体 環境エコ部門》

事業名	事業内容	主体	スパン	事業予算	予定時期	備考
1. 生ゴミの堆肥化	元気高齢者の介護予防と生きがい対策を兼ねて、生ゴミを堆肥化して農作物の販売をしていく。	自主	中期	3	H30～ (継続)	アドバイザー活用
2. クリーン作戦実施	環境美化と環境教育を目的に、〇〇川の清掃活動を行う。	自主	短期	200	H27～ (継続)	
3. ポイ捨て看板設置	地元小学校や老人会と連携して、オリジナル看板を作り設置する。	自主	短期	600	H28～ (継続)	

V. 個別事業計画の例

■ 個別事業実施計画（※分野別計画のより具体的な例です。）

	施策名	具体的な地域課題			参考書類		
(1)-2	通学路の 安全対策	通学路の危険防止			箇所図 6	写真 6	イメージ 6
現状と目的・課題		鹿やサルが通学路に急に飛び出すため危険であるため、通学路の安全を守る。					
具体的な解決策		防護柵・網の設置					
事業の詳細説明		住民自治協議会の交付金で資材を購入して、地域の人のボランティア作業により、まずは通学に危険を及ぼしている箇所への防護柵を設置する。					
年次計画		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	
		●	●	—	—	—	
概算予算 (交付金充当額)		200,000 円 (200,000 円)	100,000 円 (100,000 円)	— —	— —	— —	
参考事項		<添付資料> 箇所図・写真・イメージ図など					

《 問合せ先 》

松阪市企画振興部 地域づくり連携課
〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1
TEL 53-4324 FAX 22-1377
E-mail commu.div@city.matsusaka.mie.jp
URL <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

※ 松阪市ホームページに各協議会の広報紙・総会資料
や運営マニュアル・パンフレットなどを掲載しています。